

平成23年度

公募要領

地域経済産業活性化対策費補助金

被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業

平成23年12月

経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局

# 目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について	..... P.	1
2. 補助対象事業者について	..... P.	2
3. 補助対象経費及び補助率について	..... P.	3
4. 事業実施期間	..... P.	7
5. 事業規模及び採択予定数	..... P.	7
6. 補助事業者の義務等	..... P.	7
7. 事業終了後のフォローアップについて	..... P.	8
8. その他	..... P.	9
9. 応募書類の提出について	..... P.	9
10. 採択の審査及び結果通知について	..... P.	12
11. 応募書類等の様式について	..... P.	14
12. 交付要綱（案）について	..... P.	14

## 1. 事業の目的・補助対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

東日本大震災に際して、福島第一原子力発電所事故等による日本ブランド、特に東北のイメージの毀損や対外発信力の低下が懸念されます。

他方、東北の被災地には、海外バイヤーからも注目されている伝統工芸品を中心とした文化財や地場の食と和食器を組み合わせた食文化などに根ざした地域産品が多数存在しています。

そこで、「被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業」は、被災地域の伝統工芸品等の分野において、海外市場の開拓（テストマーケティング、ビジネスマッチング等）を支援し、被災地域の風評被害を払拭し、海外販路を拡大することで、被災地域の持続的な復興・振興や地域経済の活性化を図るものです。

具体的には、被災地域の中小企業、職人、クリエイター、海外の販路開拓を担う内外の企業、メディア等がチーム（コンソーシアム）を組み、プロジェクトを統括しながらターゲット国と分野を決め、海外市場を開拓することにより、「業種を越えたチームづくり→市場調査→市場開拓→成果の検証→実際の事業展開」という民間の一貫した取組みを支援することで、被災地域においてクール・ジャパンを競争力の源泉とする新たな成長産業群を創出し、持続的な雇用を創出することを目的とします。

また、上記事業で得られた知見や自立したビジネスモデルの成果を取りまとめ、被災地域を中心とした国内の中小企業、職人、クリエイター、海外の販路開拓を担う企業等に共有することで、当該地域、分野において大きな経済効果の獲得を目指します。

### (2) 補助対象事業

本事業では、東日本大震災及び風評被害により、甚大な被害を受けた被災地の伝統工芸品等の地域産品について、風評被害の払拭や信頼性を回復するために、以下の販路拡大事業を対象に補助を行います。

- ①海外展開を考える中小企業の製品・サービスやクリエイターの公募
- ②海外における、消費者やバイヤーの集まりやすい立地でのテストマーケティング、現地業者とのビジネスマッチング
- ③テストマーケティング、ビジネスマッチングに係る、消費者市場に影響力のあるバイヤー、メディアへのPR
- ④テストマーケティング、ビジネスマッチング前のFS調査
- ⑤②～④で得られた知見や自立したビジネスモデルの成果の取りまとめ、公表

### (3) プロジェクトの対象国・地域及び対象領域（カテゴリー）

①以下のプロジェクト対象国・地域及びプロジェクト対象領域（カテゴリー）を対象として、継続的ビジネス展開を行うためのプロジェクトを一応募単位とします。プロジェクト対象国・地域又はプロジェクト対象領域は、それぞれ一つ以上選定するものとします。

②プロジェクト対象国・地域は、以下のとおりとします。下記以外の対象国・地域でのプロジェクトの提案も受け付けます。

（アジア）中国、香港、台湾、韓国、東南アジア及びインド

(欧 州) イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン

(米 州) 米国、ブラジル

(その他) ロシア、中東

③プロジェクト対象領域（カテゴリー）は、以下のとおりとします。

伝統工芸品、地域産品、食、デザイン、コンテンツ、ファッション（関連素材を含む）、すまい（インテリア製品及び住宅設備を含む）

(4) プロジェクトのミッション、ブランド戦略等

補助事業計画書においては、提案するプロジェクトのねらいを明らかにしてください。また、海外市場獲得のための効果的なブランド・PR戦略やターゲットとなる現地消費者層、プロジェクトの実施を通じて確立していく事業モデル等、プロジェクトの全体像を簡潔に説明してください。

## 2. 補助対象事業者について

(1) 代表団体（応募者）

代表団体は、自ら補助事業の一部を実施するとともに補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、経済産業省との契約における補助対象者として、責任を有します。

代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。

(代表団体の資格要件)

- ①法人格（内国法人）を有していること。<sup>(注1)</sup>
- ②事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。
- ③補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④補助事業を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
- ⑤補助事業を円滑に遂行するために必要な財政基盤を有していること。
- ⑥経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑦被災地県<sup>(注2)</sup>に立地する企業の海外販路開拓に資する事業であること。
- ⑧複数の事業者とコンソーシアムを形成すること。
- ⑨海外展開を考える中小企業の製品・サービスやクリエイターを公募により選定すること。
- ⑩当該事業で得られた知見や自立したビジネスモデルの成果を取りまとめ、公表することに合意していること。

(注1) 特例民法法人が応募者になる場合は、補助対象経費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することが禁じられておりますので留意してください。(公益法人に対する行政の関与の在り方の改革事業計画 平成14年3月29日閣議決定)

(注2)「被災地県」とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第3項に規定される特定被災区域を含む県とし、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、新潟県、長野県とする。

(2) ビジネスプロデューサー

プロジェクトを管理・運営するビジネスプロデューサー（当該地域・分野におけるネットワークや知見を持ち、当該プロジェクトが民間事業として成立するビジネスモデルを構築できる人・チーム）を設置してください。そのビジネスプロデューサーの実績についても併せて記載してください。

※なお、上記(2)に関して、明らかに資格要件を満たしていないために、計画されていた事業の主要な部分が実施できなかった場合は該当者の変更をしていただくこともあります。

(3) コンソーシアムの構成員について

各プロジェクトは、被災地域を中心とした中小企業、クリエイター、海外販路開拓を担う内外の企業、メディア等で企業コンソーシアムを形成してください。企業コンソーシアムは、海外市場の獲得を目指す製造業、流通業、メディアなどの業種を越えた事業者により構成され、海外販路開拓にあたっての基盤として、より多くの中小企業、クリエイター等の製品・サービスの海外展開を進める基盤としての役割を担うことを想定しています。

※公募申請書に記載されたチームに参加する事業者名は、採択決定時に公表されます。

3. 補助対象経費及び補助率について

(1) 事業の区分、補助対象経費は下表のとおり。

補助事業の区分	補 助 対 象 経 費			補助率
	経費区分	経費項目	備 考 ※特に対象を定めるもの	
①テストマーケティング、ビジネスマッチング事業(注1) ②テストマーケティング、ビジネスマッチングに係るバイヤー、メディアへのPR事業 ③テストマーケティング、ビジネスマッチング	I. 人件費			10/10 以内
	II. 事業費			
		謝金	コーディネータ、専門家、委員、講師	
		調査費	市場調査、知的財産関係調査	
		会場借料	テストマーケティング、商談会、展示会、講演会、シンポジウム、会議	
		会場設営・撤去費	同上	
		機器等借料		
		旅費	コーディネータ、専門家、委員、講師、事務局員、マッチング企業	
		輸送費	テストマーケティング商品等	
	広告費	メディア掲載費、番組制作費		

グ前の F S 調査	デザイン費	会場デザイン、広告デザイン等
	印刷製本費	パンフレット、報告書等
	マッチング・エージェント費	
	翻訳・通訳費	翻訳、通訳
	雑役務費	補助員人件費
	外注費	
	その他諸経費	通信運搬費、広告宣伝費、文献購入費
Ⅲ. 委託費		

(注1) 海外向けビジネスマッチング（海外見本市出展、海外バイヤー招へい等）については、国（特殊法人等を含む）が助成する他事業との重複がある場合は、補助対象から除外します。

## (2) 補助対象経費の内容

補助対象となる経費の詳細は、以下のとおりです。

### 【Ⅰ. 人件費】

補助事業者において、当該事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当

時間単価の算出及び積算に当たっては、「被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業（様式）」の別添1を参照のこと。

### 【Ⅱ. 事業費】

#### ①謝金

外部専門家（コーディネータ、委員、講師等）に対する謝金

なお、上記事業費①～③については、補助事業者の同種の規程を準用してください。規程がない場合は、補助事業におけるルールを策定する等、合理的な運用を心がけてください。ルールの策定においては、補助事業者の同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とする等の方法を検討してください。

#### ②調査費

対象国の市場や知的財産に係る調査に要する経費

#### ③会場借料

テストマーケティング、商談会、展示会、講演会、シンポジウム、会議等の会場借料に要する経費

#### ④会場設営・撤去費

テストマーケティング、商談会、展示会、講演会、シンポジウム、会議等の会場設営、撤去に要する経費

#### ⑤機器等借料

補助事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費。

#### ⑥旅費

補助事業に直接従事する者、専門家、マッチング企業等の国内出張及び海外出張に要する経費（交通費、宿泊費、日当）。ただし、補助事業者の旅費規程等に定める場合であってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外とします。

**⑦輸送費**

商材、機材等の輸送に係る経費

**⑧広告費**

テストマーケティング、展示会等の広告に係るメディア掲載、番組制作等に係る経費

**⑨デザイン費**

事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費

**⑩印刷製本費**

補助事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に要する経費

**⑪マッチング・エージェント費**

商談会等のマッチングに係るエージェント招聘に要する経費

**⑫翻訳・通訳費**

補助事業で使用する文献や広告物の翻訳、テストマーケティング、商談会、展示会、講演会、シンポジウム、会議等における通訳に要する経費

**⑬雑役務費**

補助事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費

**⑭外注費**

事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（海外市場調査、商圈調査、現地消費者の嗜好調査等）の外注に要する経費（請負契約）

※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。

**⑮消耗品費**

補助事業を行うために必要な物品であって、1件あたりの購入金額が20万円未満かつ使用可能期間が1年未満のもの購入に要する経費。ただし、机、椅子、ドライバー等の汎用品、パソコン、デジタルカメラ、ビデオ、テレビ会議システム等の購入及び補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外とします。

**⑯その他諸経費**

**A 文献購入費**

補助事業の実施に必要な知識、情報等を得るために購入した文献、書籍等の購入、情報検索費、コピー等に要する経費。ただし、汎用性のある書籍、辞書・辞典（電子辞書を含む。）、定期購読雑誌・新聞等の購入は補助対象外とします。

**B 法定検査、検定料、特許出願関連費用等**

補助事業を実施するために必要な法定検査、検定料、特許出願等に要する経費

**C 通信運搬費**

郵便、運送、通信等に要する経費。ただし、電話代・インターネット利用料金は補助対象外とします。

### 【Ⅲ. 委託費】

補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）。ただし、事業の全部を委託することはできません。

また、委託契約においては、当該委託契約に伴う全ての権利は、原則、補助事業者に帰属させるよう留意してください。

#### (3) 補助対象外経費

上記の経費項目にあっても、以下の経費は補助対象となりません。

- ・ 自社調達又は共同申請者、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分（100%子会社等が一般競争入札の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。）
- ・ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- ・ 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展等、補助対象経費に付随するものうち、必要最低限のものを除く。）
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 在庫物品
- ・ 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 中間・確定経理検査及び経済産業省との打ち合わせに係る費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### (4) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

採択された申請者は、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出していただきます。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。



- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

#### 4. 事業実施期間

交付決定日から平成24年3月31日までとします。

※正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続により1年を限度として認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができます。

#### 5. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数 5件程度
- (2) 予算規模・補助額

全採択案件合計の予算規模は約2.5億円を上限とします（1件当たりの金額の下限は概ね800万円）。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

#### 6. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を管轄の経済産業局長に提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、管轄の経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により効用の増加した財産（効用の増加価格が単価50万円以上のものに限り）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。  
なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、当該取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要がある

るときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければならない場合があります。

補助事業者は、補助事業の実施結果等の報告により、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、実施権の設定、その他補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認められたときは、補助金の交付額を限度として、その収益の一部を国に納付しなければなりません。

## 7. 補助事業の成果取りまとめについて

補助事業の交付決定に先立ち、成果指標、目標及び計測方法を設定していただき、事業終了までに、達成状況を成果としてとりまとめていただきます。（提出する書類の様式は別途ご連絡します。）

なお、必要に応じて関係資料を添付するようお願いいたします。

本件調査に関して必要となる情報収集（アンケート実施等）は原則として事業者に行って頂きます。

設定する成果指標、目標及び計測方法の例を以下に示します。なお、実施事項に併せて計測可能な指標を設定してください。

### 【設定する成果指標、目標及び計測方法の例】

#### ①本年度中の取り組みそのものの評価（例）

##### < P L (Profit & Loss Statement) 系評価項目 >

- ・ 来客数、購入者数、商談数 〇〇人、〇〇件
- ・ 買い上げ点数、平均単価、売上 〇〇点、〇〇円
- （一部事業についてはブランド単独／ジャパンプランドの貢献による単価向上効果）
- ・ 利益額、利益率 〇〇円／日、〇〇%

##### < ブランド系評価項目 >

- ・ 来場者数、視聴者数、P V数 〇〇人
- ・ 広告費換算効果 〇〇円
- ・ イベント、出展内容に対する満足度 〇〇%
- ・ ブランド認知率、購入意向率、リピート意向率 〇〇%
- ・ ブランドに対する機能・情感イメージ、知覚品質 〇〇%

##### < 雇用系評価項目 >

- ・ 新規雇用創出効果 〇〇人

#### ②今後の具体的な事業展開に対する目標（例）

##### < 定量的情報 >

- ・ ターゲット顧客セグメント、対象国での推計人数、人数、出店余地 〇〇人
- ・ 販売時の期待買い上げ数、単価 〇〇人、〇〇円
- （一部事業についてはブランド単独／ジャパンプランドの貢献による単価向上効果）
- ・ 期待月間売上 〇〇円／月
- ・ 事業展開時に想定されるコスト費目とその規模 〇〇円

- ・ 定量的観点からの事業展開時のボトルネック

#### <定性的情報>

- ・ 効果的なブランド認知の方向性
- ・ 事業成立に向け目標とすべきブランド認知水準（ブランド認知が事業に対し与える影響を、事業者の観点からインプットを要請）
- ・ 定性的観点からの事業展開時のボトルネック

#### <雇用系情報>

- ・ 事業展開時の新規雇用創出効果
- ・ インフラ系情報
- ・ 法規制上のネックの有無
- ・ 対象国への日系企業進出の必要性
- ・ プラットフォーム企業の有無、数

等

## 8. その他

- (1) 本事業は、経済産業省本省にて公募・採択、事業執行を行います。
- (2) 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。  
また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続きを経たうえで、補助金の一部が支払われることもあります。
- (3) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (4) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。
- (5) 補助事業者は、補助事業の実施により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。  
なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。また、補助事業により収入が発生した場合は、補助金の確定の際に差し引きます。
- (6) 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。  
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に御相談ください。
- (7) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (8) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (9) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

## 9. 応募書類の提出について

応募される方は、別紙様式により申請書を作成の上、正本1部、副本（コピー）7部

及び申請書電子ファイルCD1部を、上記期間までに経済産業省 商務情報政策局クリエイティブ産業課へ郵送又は持参にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】  
詳細は以下のとおりです。

(1) 受付期間

募集開始日：平成23年12月27日（火）

締切日：平成24年1月31日（火）12：00【必着】

※持参する場合は土日祝日及び平日12：00～13：00を除く。

(2) 説明会の開催

開催日時：平成24年1月12日（木）14：00～15：00

場所：経済産業省本館17階 第1共用会議室

※公募要領、様式等の資料は一式持参してください。

※説明会への出席については、事前登録は必要ありません。ただし、会場の都合により応募単位毎に2名までとします。（共同で公募を予定している場合は一応募単位とし、その中から2名までの出席とします。）また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整することがあります。

※説明会へ出席いただかなくても、本補助事業へ応募することは可能です。ただし、本補助事業の趣旨、しくみをより理解するため、可能な限り説明会へ出席いただくことが望ましいと考えております。

(3) 提出方法

応募書類は持参または郵送・宅配便等により以下に提出してください。

○郵送・宅配便等による場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局クリエイティブ産業課

「平成23年度地域経済産業活性化対策費補助金（被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業）」担当あて

○持参による場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省本館4階西2 平成23年度地域経済産業活性化対策費補助金（被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業）専用受付

※電子メール又はFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、記載要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられないので注意してください。郵送・宅配便等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付してください。

※郵送・宅配便等にて提出の場合には、封筒に赤字で「平成23年度 被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業申請書在中」と記載してください。

また、応募書類を投函後は念のため、書類を送付した旨を電子メールにて、下記問い合わせ先まで連絡してください。なお、連絡の際は、件名（題名）を必ず「平成23年度 被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業」とし、本文に「所属組織名」「窓口担当者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記してください。

(4) 問い合わせ先

提出物を作成するに際しての問い合わせ等を行う必要がある場合には、電子メールで下記 e-mail アドレスあてに提出してください。

① 質問受付先

経済産業省 商務情報政策局クリエイティブ産業課  
担当：渡邊（郷）、小宮  
e-mail：cool-japan@meti.go.jp

② 質問方法

件名（題名）を必ず「平成23年度 被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業」とし、日本語で、以下の項目を明記してください。他の件名（題名）であったり、質問項目が欠けていた場合は問い合わせに回答できない場合があります。

電子メール以外（電話等）での問い合わせには応じられませんのでご注意ください。

- ・ 企業・団体名
- ・ 住所
- ・ TEL
- ・ E-mail
- ・ 質問者
- ・ 質問に関連する文書名及び頁
- ・ 質問内容

③ 質問期限

平成23年1月20日（金）17時までにお問い合わせください。

質問期限を過ぎての質問には応じられない場合がありますのでご注意ください。

④ その他

応募者への情報共有を図るため、質問及び回答は、質問者が分からないように加工した上で、経済産業省HP等で公開させていただくことがございます。

(4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますので御利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

- ② 以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、副本（コピー）7部を紙媒体で提出してください。  
 なお、提出書類には下部中央にページ番号を打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。  
 なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。
- ⑤ 提出書類に著しい不備がある場合は、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	公募申請書（表紙）	正本1部 副本（写し）7部
	応募者の概要（様式1）	正本1部 副本（写し）7部
	補助事業計画書（様式2）	正本1部 副本（写し）7部
	経費配分書（様式3）	正本1部 副本（写し）7部
	申請者となる企業等概要票（様式4）	正本1部 副本（写し）7部
添付資料	申請受理表（様式5）	2枚
	申請書（表紙、様式1～様式4）の電子ファイルを保存したCD	1式
	財務諸表（過去3年分） ※過去3年分の財務諸表が無い場合は、直近から最大期間のものを提出願います。	1式
	応募者の概要がわかるもの（パンフレット等）	1部（任意提出）

10. 採択の審査及び結果通知について

(1) 選定

補助事業の選定は、以下に定める審査基準に基づき、外部有識者等により構成される審査委員会での審査の結果を踏まえて行います。

審査は、経済産業省内に設置する外部有識者で構成される審査委員会で行います。

(2) 主な審査基準

① 補助事業者の体制、能力等の評価

- A. 「2. 補助対象事業者について」に記された資格要件を満たしているか。
- B. 申請者は本事業を遂行するために必要な能力を有しているか（財務状況、本事業を行うための知識、ノウハウ及び実務経験等）
- C. 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- D. 本事業を実施するのに必要な関係者等とのネットワークを有しているか。（特に海外における有力な関係者とのネットワークを有しているか。）

## ② 事業内容の評価

- A. 別紙「様式一覧に示された項目」について、不足なく記載されているか。
- B. 提案内容が、「1. 事業の目的・補助対象事業について」に合致しており、さらに具体的な方法が記載されているか。(これまでの事業実績、数値や具体例をもとにした説明等も記載されているか)。
- C. 得られた知見や自立したビジネスモデルの成果を取りまとめ、共有することに同意しているか。
- D. 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。
  - イ) 提案されたビジネスモデルの地域や産地の活性化への貢献、波及効果
  - ロ) 我が国の職人、クリエイター、デザイナー等の人材の活躍の場の提供
  - ハ) 現地市場の獲得等、本事業の成果を高めるための効果的な工夫
- E. 海外展開を促進する基盤としてのビジネスモデルが描かれているか。
- F. ビジネスとしての実現性・継続性・拡大可能性が認められるか。
- G. クール・ジャパン官民有識者会議提言に沿ったプロジェクトとなっているか。

## ③ 被災地域の産業振興の観点からの評価

- A. 被災地域の復興計画等に基づく事業内容となっているか
- B. 補助事業の実施により、被災地域の復興が十分見込まれるか

## (3) 採否の通知

審査結果（採択または不採択）については、審査終了後速やかに申請者あてに通知します。採択となった申請者は別途、「被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

なお、採択決定額（交付申請可能額）は、外部有識者による審査委員会を経て予算の範囲内で決定するため、提案額と同額になるとは限りません。

## (4) 公表

原則として、採択となった案件については、代表団体名、コンソーシアムメンバー、事業テーマ・概要、実施地域等を公表します。

## (5) その他

- ①同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。
- ②採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。

## (6) 公募のスケジュール

12月27日（火）～1月31日（火）	12：00	受付期間
2月上旬		採択審査

2月中旬  
2月下旬

採択内示  
交付決定

(7) その他

- ① 補助交付先として選定された場合、別途公表する補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書の提出が必要となります。補助金交付申請書による審査によっては、交付決定額は採択決定額と同額になるとは限りません。
- ② 本制度では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。
- ③ 提案が採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となり得る旨、あらかじめご了承ください。

**1 1. 応募書類等の様式について**

別ファイル「被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業（様式）」を参照してください。

**1 2. 交付要綱（案）について**

別ファイル「被災地の伝統工芸品等を活用したクール・ジャパン海外展開事業（交付要綱案）」を参照してください。